

地方都市輸入車ショウ後援要領

1. 本要領は、地方都市(日本自動車輸入組合が主催する主要都市輸入車ショウ開催地以外の都市とする。)で開催される輸入車展示会等であって輸入車の販売促進を目的とした催事(以下「地方ショウ」という)に対する、日本自動車輸入組合(以下「組合」という)の後援等の名義を認める場合における必要な規定を定めるものである。
2. 組合事務局は、地方ショウの主催者から組合の後援等の名義許諾要請があったときは、広報・流通委員会に許諾の可否を諮るものとする。但し、3. の基準に合致し、かつ、過去2回以上同一主催者による同様の地方ショウに対し、後援等の名義を許諾している場合は事後の報告とすることができる。
3. 組合が許諾する名義は、原則として「後援」のみとし、次の基準に適合するものに限ることとする。
 - (I) 展示会にあっては、**組合員取り扱いブランドが10以上参加**し、かつ40台以上の出品台数があるもの。但し、大使館等外国の政府機関またはこれに準ずるものが主催する場合はこの限りでない。
 - (II) 組合員または組合員との代理店契約のあるディーラーであって、参加の希望を有するものを、正当の理由なくして拒むものでないこと。
4. 3の基準に適合しない場合または主催者が、後援以外の名義を希望する場合であって、過去の経緯等からやむを得ないと認める場合は、広報・流通委員会において事前に了承を得た上で許諾することができる。但し、主催名義を許諾する場合は、実質的主催者を加えた共催とすることにし、組合は開催に関する責任を負うものでないことを、文書により確認しておくものとする。
5. 組合が名義許諾をした地方ショウについては、その開催結果について報告を求めるものとし、その概要を理事会に報告するものとする。

以上

(平成 11 年 6 月 22 日 新委員会規程に合わせて修正)

(平成 13 年 11 月 21 日 委員会組織の再編成に合わせて修正)

平成 15 年 6 月 25 日 第一回広報・流通委員会にて修正